

## 認知症施策推進関係者会議運営規則（案）

令和 6 年 3 月 日  
認知症施策推進関係者会議決定案

## （総則）

第 1 条 認知症施策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）及び認知症施策推進本部令（令和 5 年政令第 368 号）に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

## （関係者会議の招集）

第 2 条 関係者会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。

## （委員以外の出席）

第 3 条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## （会議の公開）

第 4 条 会議は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

## （議事録等の公開）

第 5 条 議事録及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、議事録又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## （雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、関係者会議の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。